

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年10月6日（平成27年（行情）諮問第608号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第528号）

事件名：特定日付けで特定会社に行った更正処分等に係る「更正の理由」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定日付けで特定会社Aに行った更正処分及び賦課決定処分に係る「更正の理由」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年6月29日付け大局調査一第610号により，大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し，不開示とした部分のうち，個人名並びに記載年度の法人所得額及び法人税額部分以外の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

一部開示といっても，開示部分は行線・頁数と最初の定型的記載に過ぎず，実質的な開示はされていない。見出し・番号・「てにおは」すら，開示されていない。

過去，同じ文書類型で特定会社Bに対するものは一部に実質的な開示があったことに反し，同じ文書類型で開示部分がほとんどない具体的理由を明示すべきである。

なお，処分庁は個人情報等を理由とする不開示部分を掲げていないが，いつものやり方で後から不開示理由該当条文を付け加えることが予想されるので，当初から個人名の開示までは請求しないことを明らかにした。

行政からの不利益処分として刑事事件と共に最大のものである課税処分について国税庁自ら見直しした結果取り消され，一般社会にも流布している特定会社Aの当初の課税処分に係る課税要件を明らかにする文書

を不開示にすることは、租税法律主義を絵に描いた餅とするもので行政が恣意的に課税処分をして良い、税法の解釈を行政以外で論ずることは許さないとの意思表示ではないか。また、裁決書で当初の更正の理由が公表されていないことを不開示理由に挙げていることはただの方便なのか。見出しや番号に不開示情報該当性があるわけではないが、少しでも譲歩して開示すれば最終的な開示部分が減る可能性があるかもしれないなどという狭量な考えに基づいていないか。

その他の理由は別の機会に述べる。

(2) 意見書

ア 本件対象文書開示請求の動機と成果

審査請求人が本件対象文書について開示請求をした動機は（本件ではないが）かつて諮問庁は、裁決書の不開示部分についての理由説明書に大意、元の更正の理由を明らかにしないまま裁決書の開示を行えば誤解をおそれるおそれがあるとの主張に基因する。

通常の見方では、元の更正の理由が明らかであれば開示しても良いと受け取れる。

そこで、本件対象文書の請求により更正の理由が一部であれ開示されれば、裁決書の開示部分も拡大する可能性があると考えた。

しかし現実の開示内容は、見出しと頁に代えた枚数表示だけであるので実質不開示といってよい。

同じ類型の文書で特定会社Bのものはそれに加えていくらかの実質的な一部開示があった。また、更正の理由の対象となる特定会社Aと同じ課税処分に係る異議決定書及び裁決書にも実質的な一部開示がある。

ある文書の不開示理由を他の文書が公表されていないことに求める連鎖を続けていけば、最後にはどこかの場所的（空間的）始原に回帰し、その始原をブラックボックス化することで終わる。特定の共同主観化した仮想現実の時間的始原を正統性の根拠とする自作自演儀礼の脚本が神話であり、諮問庁の論理は神話的時間を秘密空間に置き換えたにすぎない。以上、諮問庁の前記理由は原因を他に転化しただけの偽りの理由であることを確認出来たことは成果である。

異議決定書開示訴訟において広島高裁岡山支部の裁判長は「もっと中身のある論議をしましょうよ。」と国税庁をたしなめたことがある。

国税庁の審査請求人に対する論議には木で鼻をくくったようなものもあった。中身のある論議を回避し、党派的政治的カードを繰り出すことがある。情報公開は外交や交渉事のように請求者に対して駆け引きとしてのカードをやり取りするものでも、個別具体的に論ずべき事項を抽象的空理空論に置き換え、包括的・全般的な開示否定

に誘導すべきものでもない。審査会は諮問庁の説明に惑わされることなく、法解釈、個別情報内容の性格認定を厳密に行い最終的にはインカメラにより、不開示情報該当性を判断されたい。

イ 本件関連の現に審査対象となっている別件文書（裁決書）等の納税者側主張との関連

特定会社Aは本件対象文書による課税処分の不服申立について更正の理由附記に瑕疵があるとの主張をしている。特定会社Aの異議決定書なども参考にすると当該主張は特定輸送機器消耗品を貯蔵品として資産計上漏れとした課税処分に係るもので、数量や単価に具体性がないとの主張が含まれている。課税処分庁の更正理由としては消耗品の特定会社A所有者認定、会計原則としての重要性原則該当性否認などが読み取れる。消耗品の数量及び単価、消耗品の所有者認定、重要性原則該当性否認のいずれも特定会社Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とはいえない。なぜなら理由附記の瑕疵主張はもっぱら諮問庁の会計税務的判断根拠が薄いことを主張するものであり、納税者の権利や競争上の地位を脅かすものではない。

ウ 特定会社Bの更正の理由書に比して、開示部分が少ない理由を明らかにすべきこと

特定会社B・特定会社Aの不開示理由はそれほど変わらない。そうであるのに、特定会社Aの実質開示がないことへの個別具体的な説明はされていない。

特定会社Bと特定会社Aの業種はそれぞれ特定業種bと特定業種a1である。

特定業種bと特定業種aでは法5条2号イ該当性に関連する事実関係の性格・内実は異なることから、当然に不開示情報該当性の範囲も異なる。諮問庁の理由説明書（下記第3）2（1）には、「本件対象文書は、特定会社Aの申告内容、取引内容、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等から構成されている。本件不開示部分には、特定法人Aの個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。」と記載されている。

特定会社Bの理由説明書にはこれに加え、経営戦略とかノウハウの記載があった。特定業種bでは製品開発が最も重要であり製品開発には経営戦略やノウハウとの関連性は高い。ただし、特許などで保護されている製品に係る特定会社Bの経営戦略やノウハウ情報は権

利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

特定業種 b 2 であればスピードや運搬量に優る特定輸送機器開発に係る経営戦略とノウハウは重要である。しかし，特定業種 a 1 は特定輸送機器を利用する特定業種 a であり，現代の特定業種 a 2 において特定時代のような新発見や密輸に近い特権商人となるノウハウのような経営戦略は夢想できない。資源需給の変動などにより，市況の変化が激しい特定業種 a 1 業界にあって，現実の経営環境変化への対応は，特定輸送機器利用に関係する複数の関連業者との提携内容を小刻みな変更により，コスト配分を有利にする経営管理的なものである。

数多くの選択を組み合わせ利潤最大のためのシミュレーション（コスト計算）をするが，事業環境の性格（外部依存性，否定在性）からシミュレーションの精度は低い。

自然界で諸要素が安定的・定在的な環境の中で決定要因が一つ又は限られた相互に相関性の高い要因であれば，観測結果の精度は高い。人工的に洞窟などで定在的環境を整備し素粒子観測実験をするのは，安定的・定在的な環境でないと観測結果が有意味・有効性を持たないためである。現実の自然界での多変数によるシミュレーションでは仮定や前提を踏まえ多変数解析をしなければならない，攪乱要素が存するなどにより，精度が低くなることから安定的・定在的環境を人工的に整備する。

特定業種 a 2 は，複数の要因により，事業環境が左右され単価が変動する。それぞれの要素が連動して同一方向へ向かうとは限らない。時と場合により，相乗的連動も相殺もありうる。このように定在性が低い事業環境にあっては，シミュレーションの精度は低く，特定期間で強気な見通しで成功した業者であっても確かな見通しではなく，たまたま当たったという側面が強い。強気を続ければ特定期間後の特定会社 C のように破滅を招くこともある。コスト配分は中期的事業環境予測を基に，現に保有する経営資源を前提として（制約を受けつつ）業態を微調整することであり，過去のコスト配分経験は参考程度にしかならない。中期的事業環境予測自体，的中し続けることはない。過去の経験からする特定会社 A の当時の業態微調整は現在及び将来のノウハウではあり得ず，特定会社 A の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは存在しない。他社の微調整はそのまま模倣しても良い結果に繋がる保証はない（無理・無駄・むら）。

時には，外部環境の激変に迫られた危機感から，事業の再構築をすることがあり，それは経営管理ではなく経営戦略といえる。しかし，

一部上場企業であれば大規模な事業の再構築方針を投資家に予告するはずであり、人員整理・大規模なスクラップアンドビルドなど経営資源の大転換は傍目からも概要が知れるようになる。特定会社Aの課税処分の期間にこのような事実はなく、あったとしても事後情報にすぎず、法5条2号イのおそれは生じない。

以上、特定業種b1に比較して特定業種a2は独自のノウハウや経営戦略に依存できない体質であることを確認した。本件対象文書に敷えんすれば、特定会社Bに比して特定会社Aの該当文書事業関連情報は、法5条2イ該当性範囲が当然に低いことから、特定会社B以上に開示されるべき情報部分は多くなるはずである。

このような事情を抜きに単に特定会社Aのプレスリリースが特定会社Bに比して少ないことをもって、不開示情報該当性を論ずるのは本末転倒である。

さらに、一部の開示情報から推測すれば課税処分に関係する取引は中期的に継続されていた業界慣習の範囲内のものと判断され、課税処分時その後の期間において新規性のある取引とはいえない。そのような取引には、秘密性はない。

エ 異議決定書・裁決書との比較

本件対象文書と同じ課税処分に係る異議決定書と裁決書は実質的に一部開示されている。

しかるに本件対象文書は実質非開示である。諮問庁はこの差が生じる理由を明らかにすべきである。異議決定書の(19)枚のうち(1)枚目別紙2の1(1)イからハにおいて異議申立人は課税庁の認定事実を摘示している。これらの摘示は当然に更正の理由として記載された情報の一部又は要約であるはずで、異議決定書で開示された情報を更正の理由では開示出来ない理由を説明しなければならない。

裁決書72頁別表2には、「更正の理由附記(抜粋)」として、一部の情報が開示されている。このことも、本件対象文書が実質不開示であることと矛盾する。

オ 諮問庁の理由説明書2不開示情報該当性主張について

該当部分には「本件対象文書は、特定法人Aの申告内容、取引内容、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等から構成されている。本件不開示部分には、特定法人Aの個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。また、本件開示請求以前に、特定法人Aがプレス

リリースにおいて、更正処分を受けたこと及び大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い裁決を受けたことを公表しているものの、当該情報は課税の概要を公表したに過ぎず、具体的な事業活動や取引内容等まで明らかにしたものではない。したがって、本件不開示部分を開示することにより、秘匿すべき財務情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。」との記載がある。

法5条3号はおそれについて、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」との表現で、行政機関の長におそれ判断についてアドバンテージを設けているのに対し、法5条2号イは行政機関に何らのアドバンテージも認めておらず、不開示情報該当性の立証責任は全面的に行政側にある。行政機関ではなく、第三者に対して客観的におそれがあると納得するに足るだけの理由が必要である。したがって諮問庁はおそれの具体的内容とおそれの蓋然性（相当相関性）を不開示部分の実質内容と関連づけて個別具体的に説明しなければならない。

しかしながら、諮問庁の説明ではそのような説明はされておらず、全体に網を掛けるような包括的主張となっていて違法である。

後段のプレスリリースは、不開示情報該当性阻却事由の一形態であり、プレスリリースされていない情報に自動的に不開示情報該当性があるということにはならない。

前記引用は、おそれの内容と相当性に触れず包括的に財務情報等に一律不開示情報該当性があるとの印象を与えた上で、不開示情報該当性阻却事由はないとの主張であり、法解釈の前提が誤っている。あくまでもおそれの確認が論理的に第一義的で、不開示情報該当性阻却事由はその後の検討事項である。

この点、不開示情報判断は書籍・新聞などの記載に対する名誉毀損による損害賠償訴訟の法的判断と類似の構造と手順を持つ。名誉毀損訴訟では、まず名誉毀損の存在如何の判断をした上でさまざまな違法性阻却事由を論ずる二段階構造となっている。逆ではない。プレスリリースがないから不開示情報該当性があるというのは終わりから始めることになる。「個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針」が極めて秘匿性の高い内部管理情報であるとするが、どうしてそういえるのか。それらの中には上場企業である以上、むしろ公開すべき、報告しなければならない情報もあれば、特定業種 a 2 において一般的で通常行われている取

引にすぎないものもあるはずだ。

これまでの開示情報から特定費用相当負担方法，作製途上の特定輸送機器価格値上げ，特定管理委託会社の使用する消耗品などが課税処分上の争点であることがわかる。

いずれも業界にとって異常特殊な取引とはいえない。一般のレンタルを含む賃貸物件の値決めは中期的な全費用と稼働率を考慮して決められるのは当然で，負担方法が権利や競争上の地位を上下させることはない。一部開示されている情報から特定輸送機器値上げに係る特定会社A関係者の証言は，全体損益を極端に圧迫せず，キャッシュフロー上のメリット，取引先との友好関係を維持するためなど，会社上層部へ理解を求め，稟議を通しやすくするための理由を種々述べたものと判断され，秘匿性の高い情報とはいえない。これらの情報が法人の権利，競争上の地位その他正当な権利を脅かすおそれがあるとは考えられない。

開示された情報から，特定管理委託会社の使用する消耗品に係る情報は，消耗品の管理・移動・備え付けなどの事実摘示と所有関係・会計的税務的判断を内容としている。これらの情報に秘匿性はなく，法人の権利，競争上の地位その他正当な権利を脅かすおそれがあるとは考えられない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は，平成27年6月29日付け大局調査一第610号により，本件対象文書には，①特定法人の事業上秘匿すべき情報等が記載されており，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当するとして，また，②税務職員が職務上知りえた情報のほか，調査内容等に関する情報が記載されており，これらを開示することにより，納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ，正確な事実の把握を困難にするおそれがあり，税務行政の運営に重大な支障を来すと認められることから，同条6号イに該当するとして，一部開示の決定（原処分）を行った。

これに対し開示請求者である審査請求人（以下，第3において「本件審査請求人」という。）は，本件対象文書に書かれた個人名並びに記載年度の法人所得額及び法人税額記載部分を除き，その他の部分の開示を求めていることから，以下，原処分において不開示とした部分（以下，第3において「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書は、特定法人Aの申告内容、取引内容、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等から構成されている。

本件不開示部分には、特定法人Aの個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。

また、本件開示請求以前に、特定法人Aがプレスリリースにおいて、更正処分を受けたこと及び大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、裁決を受けたことを公表しているものの、当該情報は課税の概要を公表したに過ぎず、具体的な事業活動や取引内容等まで明らかにしたのではない。

したがって、本件不開示部分を開示することにより、秘匿すべき財務情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

なお、本件審査請求人は、過去、同じ文書類型で別法人に対して行った開示請求（以下「別件開示請求」という。）の不開示部分との差異を主張しているが、当該別法人は別件開示請求以前にプレスリリースにおいて、具体的な取引内容や処理年度等まで明らかにしており、特定法人Aのプレスリリースとは公表内容に差異があることから、不開示部分の差異は正当と認められる。

（2）法5条6号イ該当性

法5条6号イは、公にすることにより、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

本件不開示部分は、法人から提出された申告書や法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等であり、その内容は、個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報である。

これらの情報を公にすることとした場合、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがある。

3 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分については、法5条2号イ及び6号イの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年10月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月5日 | 審議 |
| ④ 同月11日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成28年10月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年11月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、大阪国税局等が特定日付けで特定会社Aに行った更正処分及び賦課決定処分に係る「更正の理由」（本件対象文書）の開示を求めるものであるところ、対象となる行政文書（本件対象文書）は、特定法人Aに対する更正処分（以下「本件更正処分」という。）の際、更正通知書とともに特定法人Aに送付した、本件更正処分の理由を記載した更正の理由書と解される。

処分庁は、本件対象文書の一部が法5条2号イ及び6号イに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の個人名部分並びに法人所得額及び法人税額が記載された部分以外の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるころ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、本件対象文書の開示部分には、①特定法人Aの取引先や特定法人Aの子会社等の名称等、②特定法人Aの取引内容及び経理方法等並びに③特定法人Aの所得金額等の算定に係る内容や要件等の情報が記載されていることが認められる。

(1) 諮問庁は、本件不開示部分の不開示情報該当性について、次のとおり説明する。

ア 不開示部分には、特定法人Aの個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にする

ことのない極めて秘匿性の高い内部管理情報であって、これを公にすることにより、秘匿すべき財務情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

イ 不開示部分は、特定法人Aから提出された申告書や法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等であり、その内容は、個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報であって、これを公にした場合、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

(2) 本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求以前に、特定法人Aは、プレスリリースにおいて、大阪国税局から更正処分を受けた旨及び国税不服審判所に不服申立てを行って同審判所の裁決を受けた旨を公表している。

イ 特定法人Aの上記アに係る裁決書は、本件開示請求以前に、法に基づいて開示請求され、その一部が開示されている。

ウ 上記イの裁決書に記載された情報の一部は、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登録され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

(3) この点について、当審査会において、諮問庁から上記(2)の裁決書の開示部分が示された文書の提出を受けて確認したところ、当該裁決書には、特定法人Aの名称及び所在地、事案の事実関係、対象事業年度等に係る情報、更正の理由附記(抜粋)及び各争点に係る当事者の主張等に係る情報の記載が認められた。

また、当該裁決書のうち、①特定法人Aの従業員の氏名等、②特定法人A以外の法人の名称、③特定法人Aと取引先との間の具体的な取引内容及び契約書の内容等、④特定法人Aの経費処理及び確定申告状況等並びに⑤国税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る各情報の全部又は一部が開示とされていることが認められた。

(4) 別表に掲げる部分について

ア 法5条2号イ該当性について

当審査会において確認したところ、別表に掲げる部分に記載された情報は、上記(2)の裁決書において開示されている情報と同内容

の情報であって、これを公にしても、特定法人Aが契約交渉等において競争上不利な立場に置かれるおそれがあるとは認められないから、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イに該当しない。

イ 法5条6号イ該当性について

別表に掲げる部分に記載された情報は、上記アのとおり、上記(2)の裁決書において開示されている情報と同内容の情報であり、これを公にしても、特定法人A等が、じ後、書類の提出をちゅうちょしたり調査協力が得られなくなるなどのおそれがあるとは認められないから、税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとは認められず、法5条6号イに該当しない。

ウ したがって、別表に掲げる部分は、法5条2号イ及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(5) その余の部分について

別表に掲げる部分以外の部分に記載された情報は、特定法人Aのウェブサイトで公表している情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等と照合しても、特定又は容易に推測することはできない情報であると認められ、また、特定法人A等の取引内容等に係る個別具体的な情報、かつ、特定法人A等において事業上秘匿すべき情報であって、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られたものや国税当局の税務調査における着眼点に係るもの等であると認められ、これを公にした場合、税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとは認められる。

したがって、別表に掲げる部分以外の不開示部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条2号イ及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別表（開示すべき部分）

番号	枚目	開示すべき部分	
1	(2) 枚目のうち (1) 枚目	3 行目 1 文字目ないし 9 文字目	
2	(2) 枚目のうち (2) 枚目	7 行目 1 文字目ないし 27 文字目	
3	(3) 枚目のうち (1) 枚目	3 行目 2 文字目ないし 10 文字目	
4	(3) 枚目のうち (3) 枚目	1 行目 2 文字目ないし 28 文字目	
5	(7) 枚目のうち (1) 枚目	3 行目 2 文字目ないし 10 文字目	
6	(7) 枚目のうち (3) 枚目	16 行目 2 文字目ないし 30 文字目	
7	(7) 枚目のうち (7) 枚目	2 行目 2 文字目ないし 28 文字目	
8	(9) 枚目のうち (1) 枚目	3 行目 2 文字目ないし 10 文字目	
9	(9) 枚目のうち (4) 枚目	19 行目 2 文字目ないし 30 文字目	
10	(9) 枚目のうち (7) 枚目	30 行目 2 文字目ないし 28 文字目	
11	(25) 枚目のうち (1) 枚目	3 行目 2 文字目ないし 10 文字目	
12	(25) 枚目のうち (5) 枚目	8 行目 1 文字目ないし 30 文字目	
13		9 行目 1 文字目ないし 32 文字目	
14		10 行目 41 文字目ないし 11 行目	
15		12 行目	
16		31 行目 1 文字目ないし 10 文字目, 15 文字目ないし 21 文字目及び 27 文字目ないし 39 文字目	
17		32 行目 1 文字目, 5 文字目ないし 12 文字目及び 16 文字目ないし 32 文字目	
18		33 行目	
19		(25) 枚目のうち (6) 枚目	1 行目
20			最上段の表のうち「特定外国子会社等」,

		「⑤」, 「⑥」, 「⑦」, 「⑧」, 「① (⑤-⑥-⑦-⑧)」 及び「合計」と記載された各記載部分
2 1	(25) 枚目のうち (17) 枚目	1 5 行目 1 文字目及び 5 文字目ないし 9 文字目
2 2		1 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 0 文字目ないし 2 2 文字目及び 2 8 文字目ないし 4 0 文字目
2 3		1 7 行目 1 文字目, 2 文字目, 6 文字目ないし 9 文字目及び 1 3 文字目ないし 3 6 文字目
2 4		1 8 行目 1 文字目, 2 文字目及び 6 文字目ないし 3 1 文字目
2 5	(25) 枚目のうち (18) 枚目	表のうち「合計」と記載された部分
2 6	(25) 枚目のうち (20) 枚目	2 行目 1 文字目ないし 2 8 文字目
2 7		2 3 行目 1 文字目ないし 9 文字目, 1 4 文字目ないし 2 0 文字目及び 2 6 文字目ないし 4 0 文字目
2 8		2 4 行目 4 文字目ないし 7 文字目及び 1 1 文字目ないし 1 8 文字目
2 9		2 6 行目
3 0		2 6 行目直下の表のうち「特定外国子会社等」, 「⑧」, 「⑨」, 「⑩」, 「⑪」, 「⑫ (⑧-⑨-⑩-⑪)」 及び「①」と記載された各記載部分
3 1		2 9 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目及び 3 6 文字目ないし 4 2 文字目
3 2		3 0 行目
3 3	(25) 枚目のうち (21) 枚目	表のうち「⑧」, 「⑨」, 「⑩」, 「⑪」 及び「① (⑧-⑨-⑩-⑪)」 と記載された各記載部分
3 4	全て	左端の「加算」等の別に係る欄の部分

(注) 表中の文字数については、句読点及び半角文字(数字・記号)も1文字と数え、空白部分を数えない。また、かっこ付き半角数字(1等)も1文字と数える。

表中の行数については、各頁の「更正の理由」の直下を1行目とする行数を示し(本件対象文書の頁内の枠線は数えず、空白の行を数えない。), 各頁最上部右の「(●)枚のうち(■)枚目」部分は行数に数えない。